

倭姫命御巡幸にちなむ神社を巡る

― 矢田宮・家田田上宮・奈尾之根宮伝承地を訪ねて 附、御船神社 ―

『倭姫命世記』(思想大系本、二〇〇二頁。)

然して二見の浜に御船に坐して、時に大君子命に国の名を「何ぞ」と問ひ給ふ。白さく、「速両二見国」と白しき。尔の時其の浜に御船を留せ給ひて坐します時に、佐見都日女参り相ひき。「汝が国の名は何ぞ」と問ひ給ひき。御詔聞かず、御答も答へ白さずして、堅塩を以て多く御饗に奉りき。倭姫命慈しび給ひて、**堅多社**と定め給ひき。時に乙君子命其の浜を御塩並びに御塩山と定め奉りき。其の処従り幸行して、五十鈴河後の江に入り坐しき。時に佐美川日子参り相ひき。問ひ給はく、「此の河の名は何ぞ」と。白さく、「五十鈴河後」と白しき。其の処に**江社**を定め給ひき。又荒崎姫参り相ひき。国の名を問ひ給ふ。白さく、「皇太神御前の荒崎」と白しき。「恐し」と詔ひて、**神前社**を定め給ふ。此に其の江の上に幸行す。御船の泊りし処を名づけて御津浦と号ひき。其の上に幸行したまふに小嶋在りき。其の嶋に坐しまして、山末河内見廻り給ひて、大屋門の如くなる前に地在りき。其の処に上り坐しまして、其の処の名を大屋門と号ひき。其の処従り幸行し、神淵河原に坐しませば、苗草戴く耆女参り相ひき。問ひ給ふ、「汝は何なる耆女たるぞ」と。白さく、「我は苗草を取る女、**宇遅都日女**と名づく」と白さく。又問ひ給はく、「奈止加加久為るぞ」と。耆女が白さく、「此の国は鹿乃見哉毛為」と白しき。其の処を鹿乃見と号ひき。「何ぞ是問ひ給ふ」と止可売白しき。其の処を**止鹿乃淵**と号ひき。其れ従り**矢田宮**に幸行しき。次に**家田の田上宮**に遷り幸行しき。其の宮に坐します時、度会の大幡主命、皇太神の朝御氣夕御氣処の御田と定め奉りき。宇遅の田の田上に在り。拔穂田と名づくるは是れ也。其れ従り幸行し、**奈尾之根宮**に座しまし給ふ。

『皇太神宮儀式帳』(新校群書類従本)

次百船^乎度会国。佐古久志呂宇治**家田田上宮**坐^支。

◎堅多社

・皇大神宮撰社堅田神社。伊勢市二見町江字堅田四四二―一。御祭神佐見都日女命。（『お伊勢まいり』）

・『皇大神宮儀式帳』管度会郡神社行事条

堅田神社一処

称^二東方堅田神社^一。形石坐。同内親王定祝。

正殿一字。長四丈二尺、高六尺五寸、弘五尺。玉垣一重。長四丈二尺、高八尺。坐地一町二百步。四至。東山、南公田、西溝並百姓家、北大海。

・『延喜式』には記載がない。

★『儀式帳』に記載のない式内社、大国玉比売神社を当社に比定する説（出口延経『神名帳考証』ほか。）がある。

◎江社

・皇大神宮撰社江神社。二見町江字明神奥九九二。御祭神は長口女命。大歳御祖命。宇加乃御玉命。（『お伊勢まいり』）

・『皇大神宮儀式帳』管度会郡神社行事条

江神社一処

称三天須婆留女命兒。長口女命^一。形在^レ水。又大歳御祖命。形無。又宇加乃御玉。同

内親王定祝。正殿一字。長四尺、弘五尺、高六尺。玉垣一重。長四丈、高一尺。坐地一町。四至。東溝並郷、南西山、北神田。

・『大神宮式』諸社四十座条・『神名式』度会郡

江神社

・『齋宮式』祈年祭神条

江社

★寛文三年（一六六三）に河辺精長により、蒔絵の明神と呼ばれる場所に再興されている。

・『寛文撰社再興記』

江神社ヲ立ツ、此社ハ二見郷江村ノ西、二・三町程西也、十四・五間四方程ノ坐地也、

所ノ者ハ蒔絵ノ明神ト云

・しかし、『儀式帳』記載の四至（二重線部）に合わない。

・太江寺の位置か（御巫清直『二宮管社沿革考』）。潮音山太江寺は真言宗醍醐派で開創は延喜年間（『二見町史』・「由緒書き」）。

・江村の産土社である栄野神社も含め旧社地は未詳。栄野神社はもと八王子と称したが、幕末頃に御祭神を佐美都彦命と交代した（『二見町史』）。

◎神前社

・皇大神宮撰社神前神社。二見町松下字尾谷一四〇七―。五許母利山上。御祭神は荒前比売命。同末社許母利神社（御祭神は粟嶋神御魂。）・荒前神社（御祭神は荒前比売命。）御同座。（『お伊勢まいり』）

・『皇太神宮儀式帳』管度会郡神社行事条

神前神社一処

称三国生神児。荒前比売命^一。形石坐。同内親王定祝。正殿一宇。長四尺。弘五尺。高六尺。玉垣一重。

長四丈。高八尺。坐地一町二百歩。四至。東北大溝。南西山。

・『大神宮式』諸社条・『齋宮式』祈年祭神条

神前社

・『神名式』度会郡

神前神社

★寛文三年（一六六三）に再興されるが、その後も社地の変遷がある。

・『寛文撰社再興記』

神前社ヲ立、是ハ松下村ヨリ十町程北、大海ノ端、大山ノ根ニ立申、二・三十間四方程有、但カリヤノ森ト云、九月十六日ニ内宮ヨリ正員ノ禰宜一人来リ于レ今神事有レ之、社ノ四至北ハ大海祓崎也、其外山也

・『経雅卿雜記』九

二見神前社、享和年中造替、但昔方森之内浜辺建レ之、近年高汐森皆流、仍森之内山上ニ造替奉レ鎮レ之、文化元年、三・予贄海神事参向、於ニ件新社神一神拜、所レ登嶮岨、御社ハ所々撰社之大サ如外ニ造立

・『神宮大綱』

然ルニ中川経雅筆記ニ、（中略）ト見エテ、更ニ山上ニ移造セシガ、是亦風潮危険ニシテ、祭典執行シ難キヲ以テ、明治四十年二月、現今ノ地ヲトシテ城内ト定メ、同年六月移転セリ

★松下神社の入口には「コウザキサン」が祀られているとの伝承がある。（『式内社調査報告』）

★神前神社へは、300段くらいだったか石段を登ります。参拝されるようでしたら心の準備をお願いします。また参道入り口の土地は太江寺の所有のようです。

◎宇遅都日女

- ・皇大神宮撰社国津御祖神社の御祭神宇治比賣命のこと。（『神宮要綱』）
- ・国津御祖神社は皇大神宮撰社。伊勢市楠部町尾崎2132。同撰社大土御祖神社の隣に御鎮座。同末社葦立弓神社（御祭神は玉移良比女命＝宇治都比女命の御子。）御同座。（『お伊勢まいり』）

◎止鹿乃淵

- ・鹿海町字森ノ山に砥鹿之淵社があった。祭神不詳。明治四十年鹿海神社に合祀。戸隠明神とも。（『伊勢郷土史草』）

◎矢田宮

- ・旧跡地不明ながらも、矢田という地名は残っている。神宮神田東側の道の奥（楠部町字口矢田）か。この辺りから流れて五十鈴川に合流する小川を矢田川という。

◎家田田上宮

- ・楠部町尾崎の西の森説。
 - 。古絵図に「田上宮」。
 - 。石崎文雅『郷談』は家田田上宮：楠部橋の西南の森。
- ・櫛樟尾神社旧跡地説。
 - 。西の森は荒木田氏家田家の屋敷神である。（『伊勢郷土史草』）
- ・家田地蔵の辺り説。

◎奈尾之根宮

- ・皇大神宮末社那自賣神社（御祭神大水上御祖命・御裳乃須蘇比賣命。）か。現在は皇大神宮撰社津長神社（今在家町字柏崎一五三一）、もしくは同宇治山田神社（中村町字西垣外九一八）に御同座。ただし、那自賣神社の社地は不明なので、津長神社あるいは宇治山田神社に奈尾之根宮が営まれたわけではない。
- ・『太神宮諸雜事記』治暦四年（一〇六八）九月条に「奈宇志禰」の地名が見える。
 - 御祭使。王内膳長章資王。中臣祭主神祇少副元範等也。抑太神宮参入之間。祭使官司等到_二宇治岡_一天。例_乃浦田_加坂_爾不_レ向_シ天。件宇治岡_乃東字湯田片岸云道_仁懸_天。井面_ト云所_乎徹_天川上_ニ参_宮セリ。其故_ハ字奈宇志禰云所居住下人死去了。（以下略）

・『神宮要綱』

奈尾之根は一に納米と書し、今の宇治中之切町の辺之に当る。本社の社名「ナジメ」は「ナウシネ」の約れるものにして、其の社地も同町の附近にありしならん。

・『神宮要綱』では那自賣神社は皇大神宮撰社津長神社（宇治今在家町）に御同座としている。しかし『お伊勢まいり』では、同撰社宇治山田神社（中村町）に御同座とある。

・皇女の森という説。

。『郷談』奈尾之根宮：皇女カ森。

★「宇治乃奴鬼神社々城」の標柱が建っている。

◎御船神社

・皇大神宮撰社御船神社。多氣郡多氣町土羽五〇五。御祭神は大神御蔭川神。同撰社牟弥乃神社（御祭神寒川比古命・寒川比女命。）御同座（『お伊勢まいり』）。

・『皇大神宮儀式帳』管度会郡神社行事条

御船神社一処

称「大神乃御蔭川神」。形無。又大歳御祖命。形無。倭姫内親王代定祝。正殿二字。

長七尺。弘五尺。高八尺。 玉垣一重。四方各二丈。 坐地二町。四至。東南公田。西百姓家。北御刀代田。

・『大神宮式』諸社四十座条

御船社

・『齋宮式』祈年祭神条

大神御船社

・『神名式』度会郡

大神乃御船神社

★寛文三年（一六六三）再興。

・『寛文撰社再興記』

同日（八月二十九日）御船社改、有爾郷土羽村ニ在、則在所中ノ東也、南東田、北ニ少キ堀ノ形有、西百姓ノ家也、坐地十四・五間四方、但南東社ヨリ二・三間モ下キ広キ田畠也、柱穴堀リ候時古キヨリ少後ヘヨセ立サセ候、古ヘノ柱ノ穴ヘ掘当リ不思議ニ存、イニシヘノ古キ柱ノ穴ヲ勘ヘ六所ヲ堀リ候得ハ、皆悉朽木ノクサリタルニ掘当候

・『神宮典略』

今、田宮寺村田宮寺に御船殿といふあり。古へは御遷宮の時御船代を此殿に納めしこと、建久・文永・嘉元・寛正の遷宮記に見えざれど、天正の御遷宮より田宮寺村に送る文始めて見えたり。此時は数百年あまり御遷宮も絶て始めて再興ありしを、宮中に

納むべき殿舎なかりしかば、此田宮寺は氏寺にあれば、幸に此の地に御船殿を立て納め置きしよしいへり。かゝる事とはなりつるか。もし宮中に納め置べき古例あらば、此時とても遠く河外の田宮寺に送るべきにあらず。是れいにしへより河外に送り納むる例あれば、天正の時に送りしにこそ。其送文のさまも新に作りしとは見えず。此考によれば古へより此社の号を御船としも負たるは、此神社に納めつるにやあらん。

・『大神宮儀式解』

或人、今御船ノ社ノ地は古の跡ならず、登婆村の隣村に御船ノ社と称して里人造替し、氏神と祭り来る社有り、是実の御船ノ社にして古キ跡なり、寛文年中再興の時その地知りがたく、此ノ儀式に土羽村ニ在と記すにたよりて、暫土羽村の今の地に建てられたり

・『二宮管社沿革考』

其土羽村ノ隣村と称スルハ森出村ナリ、彼村ノ産神社ヲモ御船と称シ、土羽村ノ小山ニ在リ、社地古風アレト帳ノ四至ニ符ハス

★多気郡か度会郡か？ 度会郡の式内社が多気郡に鎮座（二重線部）。

・『大神宮儀式解』

此ノ郷は度会・多気二郡にわたれり、今も然り、当社はその郷中度会ノ郡に在べし、和名抄、有爾を多気ノ郡に収しは、有爾は多気ノ郡をもととすればなるべし、土羽村は登婆牟羅とよむべし、昔は度会ノ郡なるべし、今世ハ多気ノ郡に属て、笠木の鳥羽といふ

・『二宮管社沿革考』

是レ内宮ヨリ撰シテ、多気郡司ノ所管ナラサリシ故ナリ

★ここから倭姫命は国東山西の女鬼峠越えて相鹿瀬に出る。